

埼玉県訓令第五号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（最高文書管理責任者）

第二条の二 規則第四条第一項の最高文書管理責任者は、総務部人財政策局長をもつて充てる。

2 最高文書管理責任者は、次に掲げる事務を統括する。

- 一 文書等の管理に係る企画及び立案に関すること。
- 二 文書等の管理に係る研修に関すること。
- 三 文書等の管理に係る調査に関すること。
- 四 文書等の管理に係る指導及び助言に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書等の管理に関すること。

第三条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

別表課の文書記号の表ラグビーワールドカップ二千十九大会課の項を削り、同表

中「消防防災課	消	「消防課
		災害対策課

消防	災害対
」に改める。	

別表所の文書記号の表埼玉県西関東連絡道路建設事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県鉄道高架建設事務所

鉄高建

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。